[様式第1号(第3条関係)](http://www.city.yokote.lg.jp/reiki_yokote/reiki_honbun/r206RG00001344.html)

第　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　印

（担当　　部　　課）

**空家等に係る事項に関する報告徴収書**

　　あなたの所有（管理）する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき、当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

　１　対象となる特定空家等

　　　所在地

　　　用　途　　住宅

　　　所有者（管理者）の住所及び氏名

　２　報告を求める内容

　３　報告の提出先　　　　出雲市長

　　　　　　　　　　　　　（担当：　　　部　　　　　課）

　　　　　　　　　　　　　連絡先：

　　　　　　　　　　　　　※様式第2号の報告書をもって、書面で提出すること。

４　報告徴収の責任者　　出雲市　　　部　　　課長

　　　　　　　　　　　　連絡先：

５　報告の期限　　　　　　年　　月　　日

・上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。

　・当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。

　・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に出雲市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、出雲市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。